

# 確認届とは？

## ➤ 確認届（食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届）とは？

成分規格等省令及びガイドラインに規定された事項への適合状況について、事業者が自ら確認を行い、その結果を農林水産省に届け出るもの。  
ガイドライン第3の3の(7)において規定。

### <主な目的>

- ・事業者自らが制度を理解し、適合状況を把握するため。
- ・取引先の事業者等に対して、適合状況を示すため。

### <主に確認する事項>

- ・取り扱う食品循環資源の中に、加熱処理等の対象のものが含まれているか否か？
- ・適正な加熱処理を行うことができるか否か？
- ・交差汚染防止対策を適正に講じているか？ など

## ➤ 確認届の提出が必要な事業者とは？

- ①食品循環資源を受け入れる飼料製造業者 又は
  - ②自ら排出する食品製造副産物等の食品循環資源を飼料として販売する食品製造（兼、飼料製造）業者
- のうち、飼料製造業者届の提出義務がある製造業者

動物由来食品循環資源に限らない。

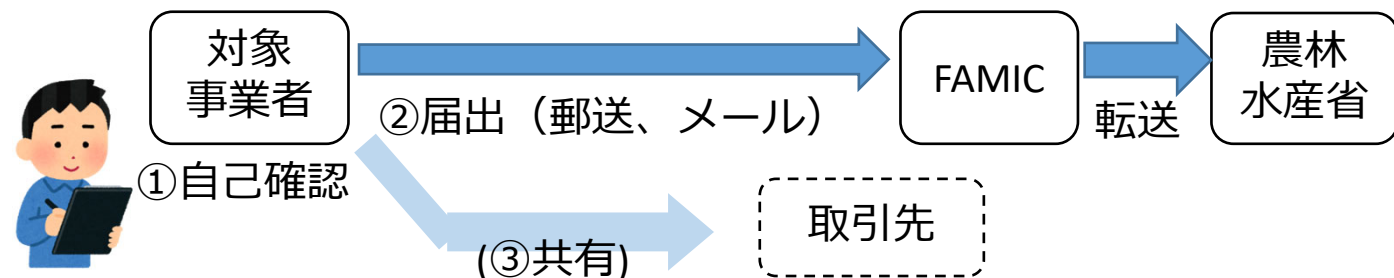
## ➤ 届出先

事業所の所在地を業務区域とする

（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の本部・センター

## ➤ 提出方法

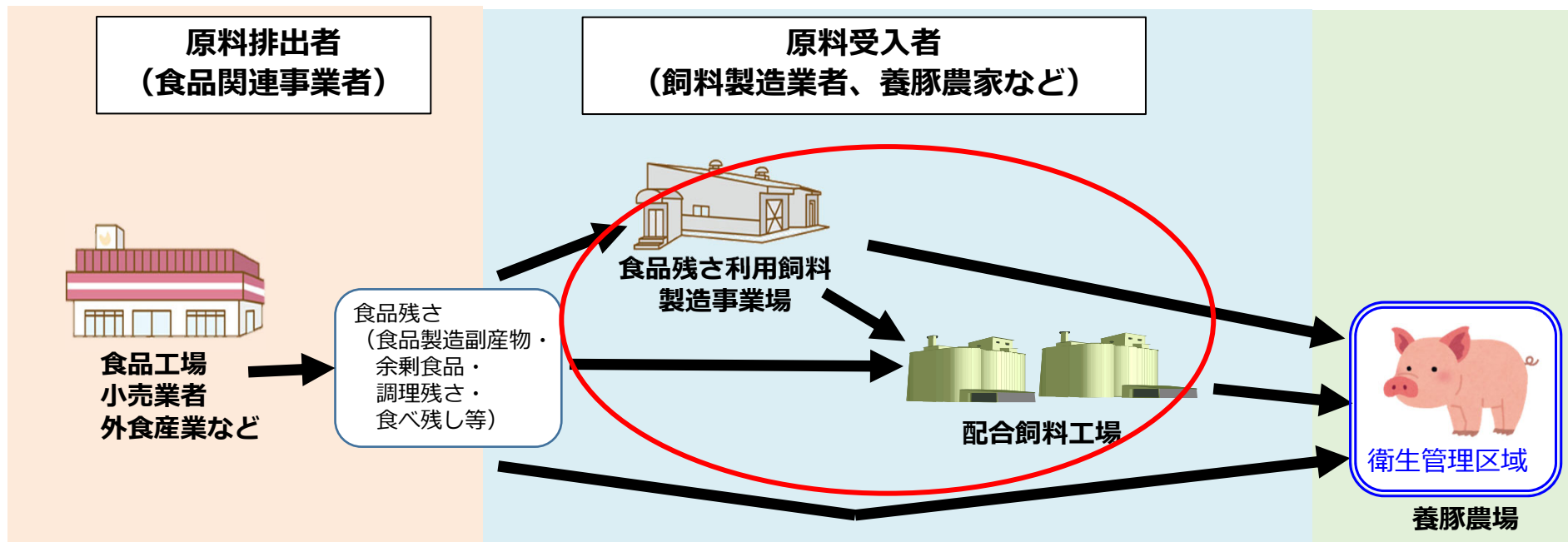
郵送、メール



# 確認届の提出が必要な事業者の例（1）

## 食品循環資源を受け入れる飼料製造業者の例

- ・ 余剰食品（弁当）を受け入れるリキッドフィード製造業者
- ・ 余剰食品（食パン）を受け入れるパン屑製造業者
- ・ 魚介類に由来する加工食品残さを受け入れる魚粉製造業者
- ・ 焼酎工場のしょうちゅうかすを受け入れる食品循環資源利用飼料製造工場
- ・ 搾油工場から搾油かすを受け入れる配合飼料製造業者  
(搾油工場が例2の飼料製造業者として届出していれば不要だが、重複しての届出も可能。)
- ・ 即席麺工場の乾麺残さを受け入れる配合飼料製造業者（同上）



## 確認届の提出が必要な事業者の例（2）

### 食品循環資源を飼料として販売する※食品製造（兼、飼料製造）業者の例

- ・ 搾油した油糧種子の残さを配合飼料の飼料原料として販売する搾油工場
- ・ パン耳の残さを飼料として販売するパン工場
- ・ おからを飼料として販売する豆腐工場
- ・ 厨芥を飼料として販売するホテル

※ 飼料として販売していない、つまり廃棄物処分費を支払って処分している認識であれば、該当しない。

